

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>（１）定性的な開示事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ. 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。<u>【新規制導入先（令和●年金融庁・農林水産省告示第●号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）は除く】</u></p> <p>ハ・ニ （略）</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>（１）定性的な開示事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ. 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ハ・ニ （略）</p>

改正案	現行
<p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</li> <li>・ <u>派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の組合は、なお従前の例による。】</u></li> <li>・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要</li> <li>・ 主要な担保の種類</li> <li>・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明</li> <li>・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報</li> </ul> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>体制が記載されているか。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和●年金融庁・農林水産省告示第●号をいう。）を参照すること。】</u></p>	<p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</li> <li>・ <u>派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</u></li> <li>・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要</li> <li>・ 主要な担保の種類</li> <li>・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明</li> <li>・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報</li> </ul> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>態勢が記載されているか。</u></p>

改正案	現行
<p>⑧「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。）</li> </ul> <p>⑨ （略）</p> <p>（2）定量的な開示事項</p> <p>①「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ、「<u>内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。</u>】</p> <p>②「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用さ</p>	<p>⑧「<u>水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。）</li> </ul> <p>⑨ （略）</p> <p>（2）定量的な開示事項</p> <p>①「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ、「<u>内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。</p> <p>②「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用さ</p>

改正案	現行
<p>れるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>ホ～ト (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>れるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。</u></p> <p>ホ～ト (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>